

## 備南水道企業団建設工事等郵便入札の試行に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるものを除くほか、備南水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び測量、建設コンサルタント業務等について郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (対象範囲)

第2条 郵便入札の試行対象範囲は、競争入札に付する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等のうち、備南水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱第3条第1号に定める委員会で決定した工事等とする。

### (参加対象)

第3条 郵便入札の参加対象は、原則として倉敷市内に本社又は本店を置いている者とする。ただし、特殊工事、大規模工事その他の高度な技術を要する工事等については、この限りでない。

### (入札の公告等)

第4条 一般競争入札に付すときは、備南水道企業団の契約に関する規程（昭和53年管理規程第4号）第4条の規定により公告文を倉敷市役所前掲示場に掲示するとともに、工事概要等をインターネット上の企業団のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。なお、指名競争入札に付すときは、該当業者に対して直接所定の指名通知書により通知するものとする。

2 前項の公告文又は工事概要等（以下「募集情報」という。）については、当分の間、企業団事務所においても書面を閲覧に供するものとする。

3 一般競争入札の募集情報の公表は、原則として金曜日（その日が企業団の休日を定める条例（平成3年条例第3号）に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に行うものとする。

### (郵便入札の中止)

第5条 指名競争入札の場合において、入札に参加する者が2者に満たないときは、当該郵便入札は、中止する。

(設計図書の配布)

第6条 入札参加資格を有する者（一般競争入札にあっては、参加要件を満たす入札参加希望者）は、企業団ホームページより設計図書をダウンロードするものとする。

(入札書等の郵送)

第7条 前条の設計図書をダウンロードした者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として倉敷市又は倉敷市水道局に届け出た印判に限る。）した上で封筒に封入し、倉敷市役所内郵便局留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札書到着期限までに到着するように郵送しなければならない。

- 2 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 3 入札書郵送後においても、入札執行（開札）までの間は入札辞退を認めるものとする。
- 4 入札書が到着期限までに到着しなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。

(開札)

第8条 指定期日までに提出された入札書の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加業者の中から選定した立会人2人を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、当該立会人のうち立ち会わない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 開札の立会人の選定方法については、別に定める。

(くじによる落札者等の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、当該入札者に出席を求め、くじを引かせて落札者（一般競争入札にあっては、落札候補者）を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、その者に代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(無効の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札

- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留及び簡易書留以外の方法（持参を含む。）で入札書を提出した入札
- (7) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札
- (8) 封筒記載の件名及び同封された入札書の件名又は封筒記載の差出人名及び同封された入札書の入札者名が相違する入札
- (9) 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
- (10) 入札価格の内訳書（一般競争入札にあつては、入札参加資格確認申請書等）の提出を求められた場合において、指定された期限までに所定の内訳書等を提出しない者がした入札
- (11) 明らかに不正によると認められる入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、企業長が定める入札条件に違反してなされた入札  
(入札結果の公表)

第11条 落札者の決定後においては、速やかに次に掲げる事項（以下「入札結果等」という。）をインターネット上の企業団のホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

- (1) 入札者名及び入札金額
- (2) 落札者名及び落札金額

2 前項の入札結果等については、当分の間、事務課においても書面を閲覧に供するものとする。

(落札者への通知)

第12条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(入札の延期等)

第13条 企業長は、郵便入札において事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。